



公益財団法人
全日本剣道連盟
All Japan Kendo Federation

キーワード検索

行事検索

全剣連番号検索
(証明書発行) 〇

全剣連TOP

行事

お知らせ

剣道・居合道・杖道を知る

組織について


よくあるご質問

English Official

https://www.kendo.or.jp



- 事業計画報告書
- 財務諸表
- 定款
- 規
- 5年間の基本計画 令和2年度～
- ガバナンスコード 遵守状況の自己説明(証憑書類含む)



公益財団法人
全日本剣道連盟
All Japan Kendo Federation

キーワード検索

行事検索

全剣連番号検索
(証明書発行) 〇

全剣連TOP

行事

お知らせ

剣道・居合道・杖道を知る

組織について

よくあるご質問

English Official

ガバナンスコード 遵守状況の自己説明(証憑書類含む)	
ガバナンスコード 遵守状況の自己説明(1.2MB)	PDF
証憑01.全日本剣道連盟《基本計画》次世代への継承に向けて(1.3MB)	PDF
証憑03.全日本剣道連盟5か年収支計画(469KB)	PDF
証憑04.役員名簿(165KB)	PDF
証憑05.役員候補者推薦実施要領(120KB)	PDF
証憑07.評議員名簿(221KB)	PDF
証憑08.評議員候補者推薦実施要領(114KB)	PDF
証憑09.アスリート委員会規程(110KB)	PDF
証憑11.倫理規程(153KB)	PDF
証憑12.倫理に関するガイドライン(749KB)	PDF
証憑13.職員就業規則(399KB)	PDF
証憑14.会員規則(124KB)	PDF
証憑15.定款(316KB)	PDF
証憑16.評議員会規則(107KB)	PDF
証憑17.理事会規則(124KB)	PDF

公益財団法人全日本剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証拠となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.kendo.or.jp/

Table with 5 columns: 審査項目通し番号, 原則, 審査項目, 自己説明, 証拠書類. Contains two rows of audit details.

Table with 5 columns: 審査項目通し番号, 原則, 審査項目, 自己説明, 証拠書類. Contains two rows of audit details.

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準 (1) (2) について】 ● 全剣連では、外部評議員及び女性評議員の割合を、おのおの10%とする。これに対し現状は、外部評議員の割合が8.5% (59名中5名)、女性評議員の割合が5.0% (59名中3名) である。 ● 割合が低い要因として、現行の「評議員及び役員選任規則」において、評議員60名の内訳が、地方代表団体47名、全国組織剣道関係団体7名、学識経験者6名以内としているが、特に地方代表団体区分、全国組織剣道関係団体区分において、女性及び外部評議員推薦に関する定めがないことにより、目標達成が難しくなっている。 ● 目標を達成するためには、上記「評議員及び役員選任規則」を改定する必要があるが、改定には、地方代表団体並びに全国組織剣道関係団体との協議、合意が必要であり、これらの組織の納得を得るためにはある程度の期間が必要である。 ● このため、「評議員及び役員選任規則」の改定案を作成し、令和6年2月の専務理事・理事長会議で地方代表団体と協議をし、外部評議員及び女性評議員目標割合達成計画を策定する予定である。	7.『評議員名簿』 5.『評議員及び役員選任規則』
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準 (1) (2) について】 ● アスリート委員会規程を制定済み。委員会は、役員改選期に当たる令和3年6月からスタートした。アスリート委員会は、アスリート委員会規程第8条により年1回以上開催すると規定されている。 ● アスリート委員会委員のうち、現役選手は、全日本剣道選手権、全日本女子剣道選手権の上位入賞者又は世界大会の強化選手から選考する等、アスリート委員会規程第3条において委員選出基準が規定されている。 ● アスリート委員会委員の選考は、令和3年6月(役員改選期)に行った。令和5年6月においても再任されている。 【審査基準 (3) について】 ● アスリート委員会規程第8条において、全剣連執行部は1年に1回以上委員会の意見を聞くことを義務付けており、これにより委員会意見を組織運営に反映させている。なお、委員会には副会長1名及び専務理事が出席している。	9.『アスリート委員会規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準 (1) について】 ● 「評議員及び役員選任規則」により「地域区分21名、組織区分4名、これ以外14名以内」合計39名の理事(現状1名欠員の38名)で理事会を構成している。 ● 理事は、それぞれ様々な分野や立場から就任していただいているほか、理事会は年3回以上開催されており、出席率はほぼ毎回90%以上である。加えて、各理事は原則専門委員会に所属することとしており、専門委員会と理事会の連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も適切なガバナンス機能に寄与している。 ● 以上の観点から、理事38名は適切な規模と実効性を確保している。	4.『役員名簿』
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準 (1) について】 ● 役員定年制としては、「評議員及び役員選任規則」で、役員選任時の年齢を80歳未満とした年齢制限を定めている。 ● 剣道は「生涯剣道」を標榜しており、実際90歳を超えて稽古をしている剣道家も多数いる。京都演武大会(例年5月)では80歳、90歳の剣道家も多数出場し、八段選手権、東西対抗では60歳代の剣道家が出場するなど、他スポーツと比べ、高齢ながらも現役として活躍している。 また、全剣連役員は無報酬であることから、役員として活動できるのは、本職の定年(65歳前後以降)であることがほとんどである。 ● これらのことから、上記のような年齢制限を定めた。	5.『評議員及び役員選任規則』
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準 (1) について】 ● 「評議員及び役員選任規則」で、役員の在任期間を連続して10年(再任回数5回)を超えないという再任制限を定めている。 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 現在、再任回数制限に抵触する役員はいない。	5.『評議員及び役員選任規則』

(様式5) スポーツ団体がガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準 (1) について】 ● 『評議員及び役員選任規則』において、「役員候補者選考委員会」の設置を定めている。委員会の構成は、外部理事 1人、女性理事 1人、監事 1人、評議員 1人、学識経験者 1人となっている。 ● 令和5年6月の改選期には、「役員候補者選考委員会」により、役員を選考を行った。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準 (1) について】 ● 評議員、役職員、委員会委員、全剣連会員については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び全剣連諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第5条で違反した際の処分等について定めている。 ● さらに職員については、就業規則第5章に「服務規律」として遵守事項、並びに禁止事項を記載し、同第38条で違反した際の懲戒について別途定めている。 ● 加盟団体については、会員規則第3条に「団体会員の責務」として、遵守する事項を記載している。	11.『倫理規程』 12.『倫理に関するガイドライン』 13.『職員就業規則』 14.『会員規則』
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 『定款』及び『評議員会規則』、『理事会規則』、『会員規則』、『監査規則』、『専門委員会規則』、『決裁及び専決に関する内規』、『会計規則』、『事務局規程』、を制定している。	15.『定款』 16.『評議員会規則』 17.『理事会規則』 14.『会員規則』 18.『監査規則』 19.『専門委員会規則』 21.『会計規則』 22.『事務局規程』
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 『事務局規程』及び『会計規則』、『個人情報保護規程』、『文書取扱規則』、『理事候補者推薦書式』、『評議員候補者推薦書式』、『倫理に関するガイドライン』を制定している。	22.『事務局規程』 21.『会計規則』 23.『個人情報保護規程』 24.『文書取扱規則』 12.『倫理に関するガイドライン』

(様式5) スポーツ団体がガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 『評議員・役員報酬規程』及び『職員就業規則』、『職員賃金細則』、『退職金支給率表』を制定している。	27.『評議員・役員報酬規程』 13.『職員就業規則』
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 『定款』の第2章において財産及び会計について定めているほか、『財産管理規則』及び『運営強化積立資産細則』、『寄付金取扱規則』、『特定費用準備資金等取扱規程』を制定している。	15.『定款』 30.『財産管理規則』 31.『運営強化積立資産細則』 32.『寄付金取扱規則』 81.『特定費用準備資金等取扱規程』
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 『称号・段位審査規則細則』及び『様式第16号』を定めているほか、『企業寄付案内状』及び『企業協賛案内状』を作成している。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準 (1) (2) (3) について】 ● 『代表選手選考規則』により、公平かつ合理的な選考過程を担保している。	81.『代表選手選考規程』
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準 (1) について】 これまで、申し合わせとして行ってきた審判員選考制度を『審判員選考規則』として制定した。 なお、審判員選考規則の中で、全剣連の専門委員会である試合・審判委員会が審判員候補者名簿を作成する旨定めている。また、普及委員会、試合・審判委員会及び女子委員会の各委員長並びに会長が委嘱する理事2名の合計5名で組織される審判員選考委員会が、候補者名簿に基づいて審判員を選考する旨定めている。また、全剣連の主催する大会の審判員は、事実上、八段以上と考えている。女性は八段を有する者がいないので、女性の活躍のため七段の有役者が審判を行っている。但し、女性のみ特別に七段を審判に指名することについては、顧問弁護士から「男性・女性を区別する規程は好ましくない」との意見があり、規定化は行っていない。また、『剣道試合・審判規則細則』はホームページで公開している。	37.『審判員選考規則』 57.『剣道試合・審判規則細則』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
19	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準 (1) について】 『法律事務所と顧問契約』を締結している。 【審査基準 (2) について】 役員向けのコンプライアンス研修を計画・実施している。	
20	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準 (1) (2) について】 『倫理委員会規則』を制定し、定期的（原則年3回、最低でも年1回以上）に倫理委員会を開催し、『倫理委員会議事録』を作成している。『倫理委員会規則』には、倫理委員会の役割について明確でないため、令和4年11月の理事会で倫理委員会の役割条項を定めた『倫理委員会規程』の改定を行った。 【審査基準 (3) について】 女性委員を配置している。	39.『倫理委員会規程』 41.『倫理委員会名簿』
21	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準 (1) について】 倫理委員会委員には弁護士を配置している。	41.『倫理委員会名簿』
22	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 コンプライアンス研修を計画・実施している。研修対象者（役員・選手・指導者・審判員他）については『コンプライアンス研修（実績・計画）』に記載している。 テーマ ①コンプライアンスの重要性 ②倫理に関するガイドラインの理解	43.『コンプライアンス研修資料』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
23	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 コンプライアンス研修を計画・実施している。 テーマ ①コンプライアンスの重要性 ②倫理に関するガイドラインの理解	43.『コンプライアンス研修資料』
24	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 コンプライアンス研修を計画・実施している。 テーマ ①コンプライアンスの重要性 ②倫理に関するガイドラインの理解	43.『コンプライアンス研修資料』
25	【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準 (1) (2) について】 法律事務所と『法律顧問契約』、監査法人と『監査契約書』を締結している。 税務申告は税理士に委託している。監査法人から『監査報告書』、税理士からは『税務申告書』を受領している。	
26	【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準 (1) について】 定款第2章に財産及び会計について定めているほか、会計規則、財産管理規則、資産細則、寄付金規則、その他経費規則等を定め、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準 (2) について】 全額連監事については、税理士、弁護士、行政出身者など専門性を有する者を配置し、業務運営全般に関する監査を受けている。 【審査基準 (3) について】 財務経理処理については、あずさ監査法人による外部監査を受けるとともに、期中においては、監査法人、監事、執行部とのディスカッションを通じ、財務・経理の業務執行に関する適性性の監査を受けている。	45.『監事名簿』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 国庫補助金はスポーツ庁、民間助成金は日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本スポーツ振興センターの3団体、国庫補助金等は4団体から受け取っている。倫理に関するガイドラインにおいて補助金に関する事項も定めている。報告書も提出しており、問題点等は指摘されていない。	12.『倫理に関するガイドライン』
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 財務情報等については、「収支予算書」「貸借対照表」「正味財産増減計算書」をホームページにて開示を行っている。	47.『全剣連ホームページ(収支予算書・貸借対照表・正味財産増減計算書)写し』
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 原則3(3)のとおり、強化選手は選考した段階で公開する。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)自己説明を令和5年10月に公開した。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 『決裁及び専決に関する内規』を定めるほか、重要な契約については、稟議書で確認を行っている。 【審査基準(2)について】 利益相反については、『倫理に関するガイドライン』で定めているほか、『理事会規則』においても規定していたが、改めて、『利益相反防止規程』及び『利益相反ポリシー』を令和3年3月の理事会で制定した。	12.『倫理に関するガイドライン』 17.『理事会規則』 82.『利益相反防止規程』 83.『利益相反ポリシー』

9

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 ● 倫理規程第4条第3項において、「公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない」と定めている。 ● 倫理ガイドラインの「II.不適正な経理処理に起因する事項」において、利益相反について理事会の承認を必要と定めている。 ● 上記の通り利益相反と問題旨定めをして、利益相反に関し留意している。	11.『倫理規程』 12.『倫理に関するガイドライン』
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 ホームページに公開している。 【審査基準(2)(3)(4)について】 『通報制度運用管理規程』により、守秘義務、情報管理、不利益な取扱いの禁止について、徹底を図っている。 【審査基準(5)について】 研修会でやっている。	48.『通報制度運用管理規程』 43.『コンプライアンス研修資料』
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 通報状況等については、弁護士を配置した倫理委員会に定期的に報告され、必要な指示を受けるなど有識者が関与する運用体制としている。	41.『倫理委員会名簿』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
35	【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準 (1) (3) (4) について】 『倫理規程』及び『綱紀委員会規則』で定めている。処分結果の通知内容も定めている。 【審査基準 (2) について】 『綱紀委員会規則』は、ホームページに公開し、手続きを周知させている。	11.『倫理規程』 50.『綱紀委員会規則』
36	【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準 (1) について】 ● 懲罰を行う場合は、会長が綱紀委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき処分を行っているため、処分審査は、実質的に同委員会が行っているといつて差し支えない。 ● 同委員会委員は、現在、5名で組織されているが、うち4名は全剣連役員でない専門家である。具体的には、弁護士3名(元裁判官、元検察官、女性)、行政出身(警察庁)、範士(全剣連審議員)である。 ● また、委員の選考について内規を定めており、原則、弁護士等の専門家を選任することとなっている。	11.『倫理規程』 50.『綱紀委員会規則』
37	【原則11】選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準 (1) について】 『綱紀委員会規則』において定めている。なお、自動応諾条項についても定めている。 【審査基準 (2) について】 自動応諾条項の対象事項は、「称号及び段級位の授与に関する決定」を除く、すべての事項が含まれている。 【審査基準 (3) について】 期限は設けていない。	50.『綱紀委員会規則』

11

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
38	【原則11】選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準 (1) について】 『綱紀委員会規則』で通知する旨を定めている。	50.『綱紀委員会規則』
39	【原則12】危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。		【審査基準 (1) (2) (3) (4) について】 『綱紀委員会規則』『リスク管理規程』を制定し、対応している。 【審査基準 (1)】 リスク管理の事前体制について、事前体制は倫理委員会が担うものとしている。 【審査基準 (2) (3)】 不祥事対応の一連の流れが記載された「危機管理マニュアル」を制定する予定である。 【審査基準 (4)】 『倫理委員会規程』に不祥事案件の外部調査委員会の所管を定めている。	50.『綱紀委員会規則』 53.『リスク管理規程』
40	【原則12】危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施		50.『綱紀委員会規則』

12

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 「綱紀問題」が発生した際は、綱紀委員会による事実調査、原因究明、処分内容の検討を行っている。同委員会は、常設であり、委員は、1名の剣道範士を除き、弁護士、行政出身者等外部有識者で構成する実質外部調査委員会である。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	令和5年に「綱紀問題」が顕在化した際は、上記のとおり綱紀委員会による事実調査、原因究明、処分内容の検討を行った。同委員会は、常設であるが、ほとんどの委員は弁護士、行政出身者等外部有識者で構成する実質外部調査委員会である。	15.『定款』 14.『会員規則』
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 地方代表団体から関係者を招集し「専務理事・理事長会議」「事務局長会議」「中央講習会」を毎年定期的で開催し、情報交換、指導、助言及び支援を行っている。	